

早稲田大学博士論文概要書

19 世紀ドイツ国法学における法と国制

——公共体と公権の関連を中心に——

西村 清貴

目次

序論

- 第1節 問いの設定
- 第2節 本稿における三つの観点
 - 第1款 歴史法学
 - 第2款 法学的方法
 - 第3款 国家論

第1章 C・F・v・ゲルバーにおける法と国制

本章の目的

- 第1節 ゲルバー私法学における法学的方法
 - 第1款 「ドイツ法およびドイツ法学一般について」における歴史法学の継承
 - 第2款 家族世襲財産論
 - 第2節 国家有機体論
 - 第1款 有機体としての国家
 - 第2款 国法と私法
 - 第3款 公権とその担い手
 - 第3節 国家法人論
 - 第1款 「ドイツ国土の分割可能性について」における王位継承権の位置付け
 - 第2款 『ドイツ国法綱要』における国家法人論
 - 第3款 国制論の後退
- 第1章の結び

第2章 パウル・ラーバントにおける法と国制

本章の目的

- 第1節 ラーバントの法学的方法
 - 第2節 『国法講義』における国家論
 - 第1款 国家および法秩序の概念
 - 第2款 国家法人論および国家権力論
 - 第3節 『国法講義』における法思想
 - 第1款 社会契約論批判
 - 第2款 歴史法学の影響
- 補説1 国家目的論と法実証主義
- 第4節 『国法講義』における国制論

- 第 1 款 議会の性質
- 第 2 款 議会政治
- 第 3 款 君主制原理
- 第 5 節 権利論
- 補説 2 「公務」としての選挙学説の検討
- 第 2 章の結び

第 3 章 オットー・フォン・ギールケにおける法と国制

先行研究の概観と本章の目的

第 1 節 ギールケにおける公法・私法論

第 1 款 「私法の社会的任務」における公法と私法の統合

第 2 款 『ドイツ団体法』におけるゲノッセンシャフトとヘルシャフトの統合

第 2 節 「シュタインの都市令」におけるギールケの国制論

第 3 節 ギールケの国法学

第 1 款 ギールケにおける実証主義と自然法論

第 2 款 『国法の根本概念』におけるザイデル、クリーケンに対する批判

第 3 款 『国法の根本概念』におけるギールケ国法理論

第 4 款 ラーバント国法学批判——法学的方法について——

第 5 款 ラーバント国法学批判——国家および公権論について——

第 3 章の結び

結び

文献一覧

序論

第1節 問いの設定

本稿の目的は、19世紀ドイツ国法学において通説的立場を形成した実証主義国法学(その代表的な主唱者はカール・フリードリヒ・フォン・ゲルバーおよびパウル・ラーバントである)およびその最大の批判者とされるオットー・フォン・ギールケにおける国家論および公法上の権利論の性格を明らかにすることにある。

その際、先行研究と比較しての本稿の独自性は以下の点にある。実証主義国法学が、(先行研究が考えるように)国家が全能性や唯一の法帰属主体性を有しているという意味での実証主義的立場を採用しているかは、テキスト上、疑わしい、あるいは少なくともこのような理解はより限定的になさなければならない。このように、先行研究における実証主義国法学像との距離を意識しつつ、実証主義国法学が国家や法、権利についていかに把握していたかという点に関する内在的理解を達成することが本稿の課題となる。

第2節 本稿における三つの観点

以上の目的をより明確とするために、以下では実証主義国法学を理解するために必要であると考えられる三つの観点を取り上げる。第一の観点は、カール・フリードリヒ・フォン・サヴィニーに代表される歴史法学との関係である。サヴィニーにおいて、法は我々の目に見えない民族の意識あるいは民族精神から成立し、有機的で自然的な成長を遂げていくものであるとされる。したがって、法を理解するために取り得る手段は学問的認識以外にはあり得ず、立法作業が法を産み出すということはある得ない。国家についていえば、それは人為的な存在ではなく、むしろ精神的な民族共同性の生ける姿として把握されなければならない。またサヴィニーにとっては法も自由も、歴史を貫通するキリスト教的生活観としての人倫の実現に貢献するものであって、このことは私法の分野においてはとりあえず原則的に個人が自由に自己を発揮するという形で実現されるが、この個人の自由は同時に何人にとっても必然的に、より高次の全体の構成要素をもなしている。つまり自由は特殊な恣意ではなく、より高次の共同の自由なのであって、人倫の実現のための自由は決して無制限な自由ではあり得ないとされている。

実証主義国法学においてはこのようなサヴィニーに見られる法の理解が強く反映されていると考えられるのである。

第二の観点は、法学的方法である。国法実証主義国法学の法学的方法に関しては先行研究が様々存在するが、本稿においては、実証主義国法学にとって、主観法は客観法にきわめて強く拘束され、そして客観法のために存在することが確認されなければならない。

第三に確認されるべきこととして、ここでは、実証主義国法学の国家概念について触れる。従来の研究においては、実証主義国法学の国家論である国家法人論のうち、国家人格という概念が、それ自体として完結した権利義務の主体であるということが強調されてきた。しかしこのことと、彼らの国家論が国家法人論に尽きることは全く別の問題である。

実証主義国法学の国家論において、主観的国家論(国家法人論)の背景に客観的国家論が存在することが確認されなければならない。この客観的国家論をおおむねゲルバーは有機体、ラーバントは(『国法講義』において明確に述べられているように)法秩序という用語によって説明している。しかし、さらに詳細に見るならば、この有機体としての国家あるいは法秩序としての国家という概念は、ある同一の観念を表現するために利用されていることを理解することができる。すなわち、公共体 *Gemeinwesen* としての国家という観念である。たとえばゲルバーはこの公共体という観念を、恣意に左右されない客観的な基盤に基づいた国家を指すために利用し、この公共体をより具体的に表現するために有機体という政治的概念を利用しているのである。先に確認した客観法は、このような意味で、国家有機体という客観的基盤から生ずる状態や制度の総体を指し、この客観法から導出された公法上の主観法は、有機体を、ひいては公共体を現実化するために行使される権利であるとされている。本稿の理解では、実証主義国法学の国家論の(少なくともその当初におけるその)最大の目的は、この公共体としての国家という理念を表現することであり、公法上の主観法もこのような観点から考察されなければならないのである。

第1章 C・F・v・ゲルバーにおける法と国制

本章の課題は、ゲルバーの主著である『公権論』(1852年)および『ドイツ国法綱要』(1865年)それぞれにおける国家理論、国制論を検討することによって、19世紀ドイツ国法学において生じた「国家有機体論から国家法人論へ」という国家理解の変遷の意義を、主として、序論において確認した公共体概念に対する関心の相違ならびにそれに対応した公権概念の相違という観点から明らかとすることにある。

第1節 ゲルバー私法学における法学的方法

ここでは、主として、ゲルバーの法理論が歴史法学に依拠するものであることを、ゲルバーの私法学期の論文を検討することにより明らかとする。

ゲルバーの法理論の根底にあるのは、(サヴィニーと同様に)法を民族精神の表れと見る理論である。このような見方の結果、法を抽象的な理念から演繹的に導く自然法論的な見方が斥けられている。

このようなゲルバー法理論の根底にある認識を前提としつつ、ゲルバーの法理論の特徴として、法学的方法における歴史的方法と体系的方法の二重性や、ゲルバーが想定する私権というものが安定した社会的基板と結び付いたものであること、法学は決して社会的変革を後追いするようなものではないことが確認される。

第2節 国家有機体論

ここでは、『公権論』期ゲルバーにおける国家・法理論を確認する。

まず、ゲルバーの国家論の目的が、国家を君主の家産と見る見方を斥けた上で、国家を

公共体として把握しようとするもの、つまり「国家を客観的で自立的な基盤の上に据え、国家と領邦君主を私法の形式を通じて結び付けようとする不自然な試みから解放しよう」というものであることを確認する。このように国家を把握するためには、国家を有機体として把握することが適切であるとされ、「取引生活の法律学的必要性に助けを与えるという目的しか持た」ない擬制的存在たる法人という概念によって国家を把握することが斥けられる。

続いて、ゲルバーにおける私法と公法の関係について確認する。個々の人間それ自体を目的とする私法に対し、国法は民族全体を対象とし、それに応じて個々人の私的意思に委ねられる私権と異なり、公権は国家有機体たる全体との関連でのみ個人に権利として認められるとされる。

続いて問題となるのは、このような公権が誰に、どのように認められるかである。ゲルバーは、君主の権利、官吏の権利、臣民の権利の三つの権利を扱う。その際、重要であるのは、ゲルバーが、公権をなんらかの私権と結びつけて論じていることである。具体的には、君主の権利は王位継承権と結び付けられて論じており、(主として議会構成員として活動することをその内容とする)臣民の権利は、特定の私法上の地位の取得(たとえば特定の土地の取得)と結び付けられて論じられていることである。このように一定の私法上の権利の取得が公権の取得と結び付くという構想についてゲルバーは、公権は、自分のものとして把握される私権の形式を借りることによって、自分自身にとって安定した財として把握され、日々移り行く政治的状況に対する防波堤を果たすという目的を有していること(そしてこのような公権は国家によって容易に侵害されないものであると把握されている)を主張している。また、このような公権が成立するための社会的条件(上記のような私権と結合した公権の担い手である自律的諸身分、諸団体の再活性化)についてもゲルバーは論じている。また、このような主張の裏面として、ゲルバーは参政権の保持者がもつばら国家法に委ねられることとなる普通選挙制度に対して批判的な態度を取る。

ゲルバーの公権論の特色としてもう一点挙げられるべき点は、先に述べた国家有機体論にしたがって、臣民の参政権が国家にとって不可欠であることを確認している点である。国家やその代理である官吏のみに公権が認められた場合には、国家は有機体というより機械というイメージを有することとなり、このような国家は適切ではないとゲルバーは論じる。ただし、臣民に権利(参政権)が認められるといっても、それは有機体、公共体としての国家を実現するためであり、決して民主制の実現そのものが目的とされているわけではないことが確認されなければならない。

第3節 国家法人論

ここでは、『公権論』とは異なり、国家の法学的把握方法として国家法人論を採用した『ドイツ国法綱要』や、「ドイツ国土の分割可能性について」を検討する。その際、確認されるべき点は、(一部の先行研究の指摘とは異なり)この時期においても国家有機体論が国家法人

論を成立させるための前提として重要な役割を果たしていること、『公権論』と同様に、国家権力には一定の限界が存在すると考えられていたこと、私権と結びついた公権(臣民の参政権)が存在すると考えられていたことである。しかし、それと同時に、公権が成立するための社会的条件に関する議論はほとんど取り扱われていないことが確認される。この点において『公権論』と『ドイツ国法綱要』の最大の相違が見いだされる。

第2章 パウル・ラーバントにおける法と国制

本章では近年公刊されたラーバントの講義原稿である『国法講義』を中心に、ラーバントの国家・法理論を確認することを目的とする。

第1節 ラーバントの法学的な方法

ここでは、まず、ラーバントの法学的な方法について確認する。従来の研究において確認されていたようにラーバントの方法がもっぱら体系的・論理的方法に特化しているという認識は適切ではない。実際には、ラーバントは同時に、実定法の素材をより精確に理解するために、法学における歴史的、哲学的、政治的考察の必要性も説いている。以下で確認するような『国法講義』において行われている議論はこのような歴史的、哲学的、政治的考察に対応していると考えられる。

第2節 『国法講義』における国家論

従来の研究がラーバントの国家論として挙げていたのは、国家をもっぱら人格として、すなわち権利義務の担い手として把握する国家法人論である。しかし、『国法講義』において、ラーバントにおいては(国家の主観的考察たる)国家法人論と並んで(国家の客観的考察である)法秩序としての国家(ラーバントは国家を「定住する民族からなる公共体を保全する法秩序」と定義する)という見方が存在することが確認される。ラーバントはこのような(国家法人論の背景に存在する)法秩序としての国家という見方に基づき、国家は決して無制限な権力を有するわけではないと考えていた。また、ラーバントのこのような国家理解においては、ゲルバーと同様に公共体としての国家という理念が存在することが確認される。

第3節 『国法講義』における法思想

ここでは、ラーバントの法思想について検討する。その際、決定的に重要なのは、ラーバントにとっては(国家によって定立される)法律の上にある(歴史法学の法観念に由来する)法秩序の存在が確信されていたことである。この法秩序は、民族に由来し、歴史的に形成されたものである。このような法秩序の存在に基づいて、ラーバントは、観念的思弁によって、国家が存在しない状態(自然状態)を思案する自然法論に対し、このような法秩序を否認し、無秩序の状態を招くものであるとして批判する。

第4節 『国法講義』における国制論

ここではラーバントの国制論が確認される。その際、ラーバントにとって関心があるのは、公共体たる国家にふさわしいきわめて強度に公的性格を備えた国家意思をいかに実現するか、という問題である。このような観点から、ラーバントは、もっぱら私的利害の角逐の場となっている(当時のドイツにおける)議会の意義に対して批判的な態度を取る。これに対し、ラーバントにとって君主はこのような私的利害から引き離された存在とされており、ドイツ国制の中心は議会ではなく君主に置かれるべきであるとされる。したがって、『公権論』におけるゲルバーがそうであったように民族の利益を適切に保障するためには自律的諸団体の編制が必要である、という視座はラーバントにはほとんど存在しない。ここでは、『公権論』におけるゲルバーと比べ、公共体の実現という同様の目的を持つものとしても、かなりの程度、単純化された国制論が説かれているのである。

第5節 権利論

ここでは、ラーバントの権利論、特に参政権論が確認される。従来の研究においては、ラーバントが選挙権に代表される国民の権利を、国家自身が任意に設定したものにとすぎず、固有の意義は存在しないと取り扱ってきたように考えられていたが、『国法講義』においてはラーバントは明示的に、国家権力が侵害することができない権利が存在することを認めている。選挙権についていえば、ラーバントが述べたい点は、選挙権の保持者を自由に国家が設定するような状態においては、公法上の権利というものは観念できないということにとすぎず、一般論として参政権というものはすべて国家権力に基づいているから権利などというものは存在し得ない、と主張したわけではない。ラーバントにおいてもまた、ゲルバーと同様に、公法上の権利は私権と結びつき、歴史的な基礎付けを有するものでなくてはならないとされるのであり、実際、ラーバントは(歴史的基礎付けに基づいて)上院議員となる権利が存在することを認めている。また、ラーバントの自由権論についても、改めて確認される必要がある。ラーバントは確かに自由権の権利性を否定したが、それは、国家権力が全能であったからではなく、サヴィニーの権利概念にしたがって、いわゆる人格権の権利性を否認したことの帰結であると考えられるのである。

このように、ラーバントは臣民の権利が存在することを認めているのだが、しかし確認されるべきは、公権概念を有機体(公共体)の実現と関連付けた『公権論』の趣旨が、ラーバントの議論においてはきわめて見えにくいものとなっている点である。確かにラーバントにおいても公共体概念や有機体概念はその国法学において重要な役割を果たしている。しかし、『公権論』のゲルバーが臣民の公権概念を有機体(公共体)思想から導き、また臣民の公権概念によって有機体(公共体)思想を支えるという連関を説いたのに対し、ラーバントにおいては公権によって有機体(公共体)思想を支えるという連関はきわめて判別しがたい。ここにおいて、公権と国家との連関の断絶がここにおいてさしあたり完成したといえると思われる。すなわち『公権論』のゲルバーにおいては公共体としての国家は達成されるべき

目的であったのだが、ラーバントにおいては公共体としての国家はもっぱら所与として把握されているのである。

第3章 オットー・フォン・ギールケにおける法と国制

本章は、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、私法学、公法学、労働法学など多岐にわたる分野で活躍したゲルマニスト法学者であるギールケにおける国法理論の意義を、その背景に存在する国制像や権利論、国家論との結び付きを意識しつつ明らかとした上で、ゲルバー、ラーバントの国家・法理論の問題点を明らかとすることを目的とする。

本章はさしあたって、ギールケ法思想の目的を「公法と私法における根本的相違を前提とした上での両法分野の統一」、「国家と個人の二極分化を前提とした上でのその克服」と捉える。すなわち公法が人間を共同体(国家はその最高次の存在である)の一部として捉え、私法が人間をこのような共同体から解き放された個人として捉えることを前提としつつも、公法においても個人としての人間という契機を含み、私法においても共同体の一部としての人間という契機を含み得るような法思想の構築がギールケの目的であったと捉える。その上で、ギールケの国法理論もまたこのような観点を前提として検討を行う。

第1節 ギールケにおける公法・私法論

ここでは、ギールケの法思想と国制論について検討を行う。まず、「私法の社会的任務」を通じてギールケの法思想を明らかとする。ギールケは、私法と公法の統一を要求しているのだが、ギールケの考える法の統一とは、私法と公法の二元論を前提とし、両法領域の中核的部分、すなわち私法においては自由主義思想が、公法においては共同体思想が維持されつつも、私法においても共同体的要素が、公法においても自由の要素が適時取り入れられるべきことを指すことを明らかとする。

続いて『ドイツ団体法』を通じて、ギールケの国制論を明らかとする。ギールケによれば、自由な団体制度こそが(19世紀以前の国制論たる)絶対的国家と絶対的個人の二極構造を克服するための鍵概念であるとされている。

以下では、この私法と公法の二元論あるいは絶対的国家と絶対的個人の二極構造を前提とした上での統一という観点からギールケの理論を確認していく。

第2節 「シュタインの都市令」におけるギールケの国制論

ここでは「シュタインの都市令」を通じて、先に簡単に確認したギールケの国制論について検討する。ギールケは、自らの理想の国制像の典型を19世紀初頭においてなされたフライヘル・フオム・シュタインのプロイセン都市改革に見いだす。ギールケはプロイセン都市改革の意義をギルドやツンフトなどの伝統的団体の解体と、公共心をもち能動的に政治に参加する市民身分の創出に見いだしていた。ギールケによれば後者が達成されるためには前者は不可欠の前提をなしており、このようにして都市を自立した公共体と捉えるこ

とが可能となるのである。

さらに確認されるべき点は、ギールケが、ドイツの近代国家は都市改革で示されたような都市像をモデルとして構成されるべきである、と考えていた点である。このようにして、絶対的国家と絶対的個人の二極構造は、市民によって担われる公共体としての国家という思想によって克服されるとされている。

第3節 ギールケの国法学

本節では、ギールケの国法学を検討するが、まずはその前提となる法観念について、ギールケの法観念が雄弁に述べられた「自然法とドイツ法」を検討する。

「自然法とドイツ法」においてギールケは、みずからの立場が歴史法学にあることを確認した上で、法を単なる権力者の利益の反映と見る実証主義の立場を不毛な唯物論として批判し、法をもっぱら理念に還元する自然法論を誤った観念論として批判する。しかし、ギールケは法における法理念の重要性を説く自然法論が公法を真の法とするための糸口を与えたとして高く評価するのである。

続いて、ギールケが真の法たる公法という概念によっていかなる法を考えたのか、という点を確認するため、『国法の根本概念』および「ラーバントの国法学およびドイツ法学」といったギールケがみずからの国法学理論を述べた二本の著作を検討することとする。

ギールケは『国法の根本概念』において、マックス・フォン・ザイデルと、アルベルト・Th・ファン・クリーケンに対して批判を行うのだが、その趣旨は、以下のようなものである。ギールケは、ザイデル、クリーケンがともに法を国家に還元する立場であると批判する。その際、国家人格を批判し、法を支配者の意思に還元しようとするザイデルに対するギールケの議論は、公法における法理念の擁護という立場からなされている。これに対し、国家は人格として把握されるが、その際、有機体概念は不必要であるとするクリーケンに対する批判は、この法理念の公法における実現形態に関係する。ギールケが擁護する公法像は団体と団体の構成員相互に権利義務関係をもたらすような公法像である。しかしクリーケンによる有機体論批判を前提とするならば、国家は個人主義的あるいは機械的に把握され、このような団体構成員の権利義務関係を記述することは不可能となる、とギールケは考えているのである。

ザイデルやクリーケンに対し、ギールケが提示するような国家像は、総体人格を備えた国家という概念である。ギールケにとって公法が、法理念に即応した真の法であるためには、国家それ自体と同時に構成員(単なる個人としてではなく全体の一員)にも人格性が認められる公法でなくてはならない。このようにして、国家と構成員の関係は法関係であるとされ、構成員は国家に対して服従の義務を有すると同時に、参加の権利も得ることとなる。ギールケによれば、このようにして(公法においても個人の権利が認められるという意味での)私法と公法の統一、絶対的国家と絶対的個人の二極構造の克服のための法的構成が与えられるのである。

「ラーバントの国法学およびドイツ法学」におけるギールケによるラーバント批判は、従来想定されていたよりもはるかに複雑である。ギールケは、ラーバントが公法を法以外のなにものでもないものとして把握したことを高く評価している。それにもかかわらず、「ラーバントの方法が法理念の敵対者の過激な努力に、知らず知らずのうちに手を貸している」とラーバントを批判し、それゆえにギールケが「ラーバントは法学的方法の本質を誤って、あるいはあまりにも狭く規定した」と批判しており、このような批判の意義を精確に理解する必要がある。

ギールケによれば、ラーバントが(ザイデルのような立場とは明らかに異なり)、公法を実力に還元するような見方を採用せず、公法をあくまでも法として把握しようとしたにもかかわらず、このような試みに失敗した理由は、ラーバントが国家を公法独自の人格概念である総体人格として把握することがなかったからである。確かにラーバントは公法と私法を厳格に区別する。しかし、それでもやはり、ラーバントは公法上の法関係を個人人格間の関係として捉えているにすぎず、総体人格と構成員人格との関係として捉えることはなかった。そのため、ラーバントは国家において存在する上下関係という思考様式を獲得することはできたのだが、国家における全体と部分の関係、すなわち共同体関係を認識することはできなかった。そのため、ラーバントにおいては国法学における意思是支配と服従に尽きるとされ、社会的共同体には存在するための場所が生じないのである。したがって、ラーバントにおいては、サヴィニーが述べたように精神的民族共同体の具体的形成が存在するはずの公共体は単なる外的強制装置へと変形されるのである。このような理由により、ギールケはラーバント国法学においては国家と民族が引き裂かれたままであり、国家と民族との関係は前者の後者に対する支配関係として現れる、と批判する。

ここでは、私法上の人格概念を用いた国家人格論(ギールケから見れば、公法特有の人格概念は総体人格概念であり、このような人格概念を採用していないラーバントらの人格概念は私法上の人格概念にとどまっているとされる)が、(本来、ゲルバーやラーバントも前提としていたはずの)公共体という思想を適切に表現し得ていないこと、それどころかこのような国家人格論が国法学の出発点としておかれること、そして国家以外に公共体の担い手たる公権保持者が存在し得ないことにより、公共体という国法学が前提としていた理念を枯死させかねないことをギールケは問題としているのである。

結び

本稿は19世紀ドイツ国法学における国家論を、主として公共体と国家人格、そして公法上の権利という観点から取り扱ってきた。以下では、このような検討から得られた知見をまとめる。

実証主義国法学における法学的方法、とりわけその要石たるもっぱら国家を権利義務の主体と捉える国家人格論という思想と、国家を客観的で自立した基盤に据えようとするという公共体(あるいは有機体ないし法秩序)としての国家という思想は強い緊張関係にあっ

た。『公権論』におけるゲルバーはこの問題にすでに気付いており、国家人格という観念に対し強い危惧を有しており、国家有機体に基づく公権を強調していたのだが、結局は、『ドイツ国法綱要』のゲルバーやラーバントにおいては国家法人論が採用され、公共体としての国家という思想は、確かに維持はされているのだが、公権に基づく公共体の形成という初発の問題関心は次第に失われていくこととなる。これに対して、ギールケは、国家の法学的把握方法として、実証主義国法学が想定しているとされる私法的人格概念に代え、公共体としての国家(団体)として思想を適切に表現し得る総体人格概念を採用し、国家構成員資格に基づく国家公民権の概念を強調することにより、国家人格と公共体としての国家との両立を試みたといえるだろう。その際、確認されなければならないのは、『公権論』のゲルバーやギールケは、常に公権をその客観的基盤、すなわち公共体の具体化と考えていたことである。彼らの法学的方法、すなわち人格が有する意思を契機として素材を主観化する営みは、常にこの公共体の具体化という目的と関連付けて捉えられていたのであった。彼らにとって公権が公共体の具体化(主観化)である以上、その保持者は単なる私人ではあり得ず、たとえば『公権論』期ゲルバーにおいては自律的中間団体の構成員と捉えられており、ギールケにおいては能動的な市民と捉えられている。これに対して『綱要』のゲルバーやとりわけラーバントにおいては、(君主のほかにも)このような公権を保持する主体は確かに存在はするのだが、彼らの国家人格概念の中において積極的に位置付けられているわけではなく、結果として、本来は公共体を現実のものとするために要求されていたはずの、法学的方法に基づく公法の主観化にあたっては、単に国家を権利義務の主体と把握するという役割のみが前面に出るという印象を与えることとなったのである。

このように得られた知見が、現代公法学にとって直接に有益なものといえるかについては明言できない。しかし、現代において自明視されている立憲主義公法学とは異なった 19 世紀ドイツの公法学から得られた知見を踏まえることにより、みずからの公法学の理解を深めることは可能であると思われる。